

ID: 361

担当部署: 経済部 産業振興課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免										
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市ふうれん望湖台自然公園条例 第21条第2項において読み替える場合の第16条										
<b>例規番号</b>	平成18年条例第183号										
<p><b>【根拠条文】</b> (利用料金の減免) 第16条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び名寄市ふうれん望湖台自然公園条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第16条の規定による使用料の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、名寄市ふうれん望湖台自然公園使用料減免申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(3) その市長が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額又は免除</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(3) その市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免内容										
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除										
(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額										
(3) その市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除										
<b>標準処理期間</b>	3日										
<b>備考</b>											
<b>設定年月日</b>	平成28年8月15日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年6月21日								